## 令和6年6月1日から

## 入院時の食事療養費の負担額が変更します。

物価高の影響で食材料費等の高騰に伴い、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(全医療機関共通の値上げ金額となります。)

区分		負担額(非課税)	
		令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
1	—般	460円	490円
2	住民税非課税の世帯に属する方(③を除く)	210円 (過去1年の入院期間が 90日以内160円)	230円 (過去1年の入院期間が 90日以内180円)
3	②のうち、所得が一定基準に満た ない方など	100円	110円
4	指定難病・小児慢性特定疾病の 患者	260円	280円

※ オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・ 標準負担額減額認定証」等の提示が必要になります。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。

